

- 【現行制度】
- 普通方式の遺言
    - ・ 自筆証書遺言 遺言書に遺言の全文等を自書し、署名押印してする遺言  
→法務局において遺言書の保管が可能 (令和2年7月から)
    - ・ 公正証書遺言 遺言の内容を公証人に伝え、その作成する公正証書によりする遺言
    - ・ 秘密証書遺言 遺言の内容を秘密にして作成・封印する遺言 (公証人の関与あり)
  - 特別方式の遺言 普通方式の遺言をすることが困難な事情があるときに作成することができる遺言
    - ・ 死亡危急時遺言 ・ 一般隔絶地遺言 ・ 在船者遺言 ・ 船舶遭難者遺言 など



▶ 厳格な方式により、遺言者の真意に基づくものであることを確保し、遺言の真正を確保 (偽造・変造を防止) する趣旨

- 【遺言制度を取り巻く状況】
- 高齢化の進展や単身の高齢者の増加に加え、所有者不明土地問題等の社会課題を解決する観点から、遺言者の最終意思の実現手段である遺言の重要性が高まっている
  - デジタル技術の進展、普及等に応じた遺言の方式を検討する必要がある

- 【政府方針】
- 国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること等について、検討を行い、令和5年度中を目途に一定の結論を得る (規制改革実施計画・令和4年6月閣議決定)
  - デジタル社会の進展等を踏まえ、遺言を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言制度の見直しに向けた検討を進め、相続登記の更なる促進等を図る (所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針・令和7年6月所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)
  - 身寄りのない高齢者を始めとする方々への支援や総合的な権利擁護支援について検討するとともに (略) 遺言制度の見直しを検討する (骨太の方針2025・令和7年6月閣議決定)

【審議の経過】

- 令和6年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問
- 令和6年4月～ 民法 (遺言関係) 部会における調査審議
- 令和7年7月 中間試案取りまとめ
- 同月～ パブリック・コメント

【参考・公正証書遺言のデジタル化】

令和5年改正により、公正証書に係る一連の手続のデジタル化が実現 (施行日は令和7年10月1日)

## 中間試案の全体像

### 普通方式における新たな方式の遺言の創設

- 現行の方式に加え、遺言の本文をパソコン、スマートフォン等により作成した電磁的記録又はプリントアウト等した書面による方式を創設
  - 【甲案】 遺言の本文を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の朗読を録音・録画等により記録して遺言する方式
  - 【乙案】 遺言の本文を電磁的記録により作成し、公的機関で保管して遺言する方式
  - 【丙案】 遺言の本文をプリントアウト等した書面により作成し、公的機関で保管して遺言する方式

### 自筆証書遺言等の方式要件の更なる緩和の検討

- 押印を【甲案】不要とする案と【乙案】引き続き必要とする案を検討

### 特別方式の遺言に関する見直し

- 一般隔絶地遺言及び船舶遭難者遺言の適用範囲を明確化等することを検討
- デジタル技術の活用により、死亡危急時遺言等の作成方式の選択肢を増やす方向で検討

## 1 新たな遺言の方式

- 現行の方式に加え、遺言の**本文**をパソコン、スマートフォン等により作成した**電磁的記録又はプリントアウト等した書面による方式**を創設するものとし、以下の3案の一つ又は複数を作成することを検討

**【甲案】** 遺言の本文を**電磁的記録**により作成し、遺言者による**全文等の朗読を録音・録画等により記録**して遺言する方式

**【甲1案】** 証人の立会いを要件とする案

- ① **電磁的記録**に遺言の全文等の文字情報を**記録**すること
- ② 遺言者は、**証人2人以上の前で、遺言の全文等を朗読**すること
- ③ ②の状況等を**録音・録画により電磁的記録に記録**すること



**【甲2案】** 証人を要せず、これに相当する措置を要件とする案

- ① **電磁的記録**に遺言の全文等の文字情報を**記録**すること
- ② 遺言者は、**遺言の全文等を朗読**し、それを**録音等により電磁的記録に記録**すること
- ③ **遺言者以外の者が②の朗読ができないようにする措置等**をとること（注）

（注）朗読時に、本人確認をすることができる機能等を備えた、民間事業者の提供するアプリケーションを利用することを想定

**【乙案、丙案】** 遺言の本文を**電磁的記録又はプリントアウト等した書面**により作成し、**公的機関で保管**して遺言する方式

- ① 遺言者は、**電磁的記録【乙案】**又は**プリントアウト等した書面【丙案】**に遺言の全文等の文字情報を**記録**すること
- ② 遺言者は、電磁的記録又はプリントアウト等した書面について、**公的機関における保管を申請**すること
- ③ 遺言者は、保管申請の際に、**遺言の全文を朗読**すること

（注）公的機関に出頭して行うほか、一定の場合にウェブ会議の利用を可能とすることを想定

（注）これらの方式による遺言は家庭裁判所の検認を要しないものとする



（注）甲1案①、甲2案①の電磁的記録も、乙案の要件を充たせば、**公的機関で保管**することができる

## 2 保管制度の在り方

- **乙案、丙案による遺言の保管**について、現行の自筆証書遺言書保管制度の取扱いと同様、
  - ・遺言者死亡後、**相続人等による遺言書の閲覧、証明書**の請求を可能とする規律
  - ・相続人等による遺言書の閲覧等があったときに、**他の相続人等に通知**する規律等 を設ける

## 3 日付

- **甲案**による遺言 → 遺言が完成した日を**遺言者が記録**する
- **乙案、丙案**による遺言 → 遺言が完成した日（＝遺言を保管した日）を**公的機関が記録**する

## 4 加除その他の変更、撤回

- **加除その他の変更**は、別の遺言によってしなければならない
- **甲案**による遺言 → **故意の遺言の破棄による撤回擬制**を認めるか【A案】、否か【B案】
- **乙案、丙案**による遺言 → **保管の申請の撤回による撤回擬制**を認めるか【C案】、否か【D案】

### 1 自筆証書遺言における自書を要しない範囲

○ 財産目録について自書を要しないとする現行規定を維持し、自書を要しない範囲を拡大しない方向で検討

### 2 自筆証書遺言における押印要件並びに秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件の要否

○ 以下の【甲案】と【乙案】について、引き続き検討

【甲案】 **押印を不要**とする

【乙案】 **押印を引き続き必要**とする（現行規定を維持）



### 特別方式の遺言に関する見直し（中間試案 第4）

#### ○ 作成できる場面についての見直しとデジタル技術を活用した新たな遺言の作成方式の追加

	作成できる場面	作成方式
死亡危急時遺言	疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った場合	<b>証人3人以上の立会い（対面のみ）</b> ① 遺言者が遺言を口授 ② 証人が①を筆記し、内容を読み聞かせ又は閲覧させる ③ <b>全員が内容が間違いないことを確認</b> ④ 証人全員の署名・押印 + <b>遺言作成過程を録音・録画することにより、証人1人の立会いで遺言をすることができる作成方式を追加</b>
一般隔絶地遺言	伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場合 → <b>一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場合を含む</b> という現行規定の条文の解釈を明文化	<b>警察官1人及び証人1人以上の立会い</b> ① 遺言書を作成 ② 遺言者、証人等の署名・押印
在船者遺言	船舶中にいる場合	<b>船長又は事務員一人及び証人2人以上の立会い</b> ① 遺言書を作成 ② 遺言者、証人等の署名・押印
船舶遭難者遺言	船舶が遭難した場合で、死亡の危急に迫った場合 → <b>航空機遭難の場合や天災その他避けることのできない事象が発生した場合を含む</b> 文言とする	<b>証人2人以上の立会い（対面のみ）</b> ① 遺言者が口頭で遺言 ② 証人が①を筆記 ③ 証人全員の署名・押印 + <b>口頭での遺言を録音・録画することにより、証人1人の立会いで遺言をすることができる作成方式を追加</b>

**イメージ**  
電磁的記録【甲案】又は書面【乙案】で作成可

遺言者

- 遺言を口授
- ①及び証人の氏名等を筆記・記録し、読み聞かせ又は閲覧させる
- 内容が間違いないことを確認
- ①～③を録音・録画

**証人（1人以上）**  
ウェブ会議利用も可

**イメージ**  
電磁的記録【甲案】又は書面【乙案】で作成可

遺言者

- 口頭で遺言
- ①を録音・録画
- ①及び証人の氏名等を筆記・記録

**証人（1人以上）**  
ウェブ会議利用も可

**録音・録画された電磁的記録【丙案】で作成可**  
（①②で作成可）とすることについても検討

（注）現行規定の押印要件につき、自筆証書遺言における押印要件の要否の検討を踏まえて検討